伊勢原市景観チェックシート（公共施設編）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為者 |  | 担当部署名担当者名 |  |
| 行為名 |  | 予定工期 | 令和　年　 月　 日 ～ 令和　年 　月 　日 |
| 行為の場所 | 伊勢原市 |
| 行為の種類 | □建築物の建築等 □工作物の建設等 □都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 □土石等の堆積 □その他 |
| 概要･規模 |  |
| 対象項目の確認 | ｢伊勢原市景観ガイドライン（公共施設編）｣(以下「ガイドライン公共施設編」という｡)のＰ7～を確認し、あてはまる「□」欄にレ印を付けてください。●施設　　　□公共建築物 □道路･橋梁 □河川 □公園･広場･緑地等 □農業施設 □その他●共通項目　□のり面･擁壁 □橋梁類 □防護さく □標識･サイン類 □設備･ストリートファニチャー類　□照明施設　□視点場 □舗装 □緑の保全と緑化 □色彩 □素材 □その他 |
| (1)行為の場所が該当する景観まちづくりの基本方針 | ｢伊勢原市景観ガイドライン（基本編）」(以下「ガイドライン基本編」という｡)のＰ4～9に掲載する景観まちづくり基本方針を確認し、行為地があてはまる「□」欄にレ印を付けてください。● P5掲載 3-(1) 景観の顔をつくる景観まちづくりの基本方針□交流とにぎわい　□もてなし　□歴史・文化　□新たな交流　□該当なし● P7～9掲載　3-(3) 地域らしさをつくる景観まちづくりの基本方針①「やま」「おか」「まち」「さと」４つの地域の基本方針□「やま」の地域　□「おか」の地域　□「まち」の地域　□「さと」の地域②建築物の建築及び工作物の建設等に関する基本方針□住居系　□商業系　□工業系　□沿道系　□それ以外の地域③屋外広告物の掲示に関する基本方針□地域性への配慮　□にぎわいや個性の演出　□施設等の調和　□その他　□該当なし④大規模な開発事業等に関する基本方針□周囲への配慮 □緩衝空間の確保 □周囲との連続性 □自然資源､歴史･文化資源の保全と継承 □地域特性の活用 □大規模なのり面等への配慮　□該当なし⑤その他の基本方針□小田急線沿線地域における車窓から見える景観への配慮　□該当なし |
| (2) 施設整備等における景観形成方針 | ガイドライン公共施設編のＰ5に掲載する公共施設の景観形成方針を確認し、施設整備等にあたり取り入れた視点の「□」欄にレ印を付けてください。● 方針① 景観まちづくりのための先導的役割を果たす□地域の景観まちづくりの方向性を考慮する。　□景観イメージを創る重要な要素であることを再意識する。　□必要に応じて専門家の意見を取り入れる。● 方針② 地域の景観まちづくりの原動力となる□地域の景観まちづくりを進める上で必要となる要素(役割)を把握する。　□積極的な市民参加協働の機会を創出する。 □利用者(市民等)が安心して利用しやすい施設のあり方を計画する。● 方針③ 諸施策との調整を図りながら、景観まちづくりの工夫を行う□計画の初期段階から景観の視点からの情報を収集する。 □景観まちづくりの取り組みを生かす視点から、他の施策等との整合を図る。 □地域の景観特性などを生かす。 |
| 上記の(1)及び(2)の方針を踏まえ、特に配慮された点などについて記入してください。 |

景観に配慮された具体的内容の確認

ガイドライン公共施設編を確認し、次のシートＡ【施設別】及びシートB【共通項目別】の、それぞれ、あてはまる「□」欄にレ印を付けてください。シート右欄の「確認欄」には記入しないでください。

**(注) 行為の全部又は一部が「公共建築物の建築等」に該当する場合は、「伊勢原市景観チェックシート(基本編)」を使用し、**

**景観に配慮した具体的内容について記入し、本シートとあわせて提出してください。**

シートＡ　【施設別】景観に配慮された内容について

|  |  |
| --- | --- |
| 道路･橋梁の場合 | 確認欄 |
| **項目1　P9掲載　歩道空間への配慮**□周辺のまちなみなど、多様な要素を生かす。□滞留空間やベンチなどの配置や緑化を工夫する。□良好な眺望が得られる場所では、眺望を生かす配慮を行う。□市街地等では､空いたスペースを活用した花壇づくりなどにより、「にぎわい」や「楽しさ」が演出された空間づくりを工夫する□街路樹などの植栽や樹種の選定は、地域特性に配慮するとともに、季節の変化を楽しめる工夫をする。（Ｐ29「共通項目 緑の保全と緑化」参照） |  |
| **項目2　 P10掲載　高架道路への配慮**□高架道路本体は、背景となる山なみや田園風景などの景観に配慮したデザインとする□高架道路本体は、なるべくシンプルな形態及び意匠とする。（Ｐ20「共通項目　橋梁類」参照）□高架道路下の空間は、周辺景観への影響を考慮した修景を行うことを検討する。 |  |
| **項目3　 P11掲載　橋梁部への配慮**□周辺景観と調和する素材や色彩を使用し､シンプルなデザインとする｡（Ｐ20「共通項目 橋梁類」参照）□山なみの眺望やまちなみ景観などが楽しめるように配慮する。（Ｐ27「共通項目　視点場」参照） |  |
| ■上記の項目1～3を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 河川の場合 | 確認欄 |
| **項目4　P12掲載　環境への配慮**□地域特性を踏まえ、周辺の環境や景観と調和した河川景観の創出を工夫する。 |  |
| **項目5　P13掲載　連続性や眺望への配慮**□周辺の水辺や緑とのネットワーク化など、河川の連続性を生かした景観の創出を工夫する。（Ｐ29「共通項目　緑の保全と緑化」参照）□憩いの空間や視点場づくりの工夫をする。（Ｐ27「共通項目　視点場」参照）□河川構造物や工作物は、形態、意匠及び色彩に配慮し、周辺景観との調和を図る。 |  |
| ■上記の項目4～5を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 公園・広場・緑地等の場合 | 確認欄 |
| **項目6　P14掲載 地域性に配慮したデザイン**□地域の環境に配慮したデザインを工夫する。□眺望や見通しを生かした視点場づくりの工夫をする。（Ｐ27「共通項目　視点場」参照）□公園の特徴を生かした施設整備を行う。□緑のネットワークの拠点となる緑地景観を創出する。（Ｐ29「共通項目　緑の保全と緑化」参照） |  |
| **項目7　P15掲載　周辺環境との調和**□道路、公園などの公共空間との境界部分は、一体的なうるおいある景観を創出するよう努める。□生態系ネットワークに配慮し､河川や道路の緑､周囲のまとまりのある緑との連続性､一体感の創出に努める。□多様な環境の導入を図り、景観としての変化を工夫する。 |  |
| ■上記の項目6～7を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 農業施設の場合 | 確認欄 |
| **項目8　P16掲載 田園風景への配慮**□農道や水路などは、周辺の景観に調和した自然素材等の活用に努める。□農業施設などは、田園風景や自然景観と調和するようデザインを工夫する。 |  |
| ■上記の項目8を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |

シートB　【共通項目別】景観に配慮された内容について

|  |  |
| --- | --- |
| のり面・擁壁について | 確認欄 |
| **項目１ P17掲載 のり面の構造**□緩やかな勾配等を採用し、圧迫感の軽減に努める。□のり面の分割や緑化を検討する。 |  |
| **項目2　P18掲載 のり面の緑化**□周辺の植生、植栽の管理の容易さなどを考慮した緑化に努める。□人目に付きやすい場所等では、花の咲く草花や花木などの配置を工夫し、魅力ある景観の創出に配慮する。 |  |
| **項目3　P19掲載 擁壁の形態・意匠・素材**□圧迫感を軽減するため、形状の工夫などを行う□擁壁の表面仕上げについては、周辺環境との調和に配慮する。□地域特性に応じた素材を検討する。 |  |
| ■上記の項目1～3を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 橋梁類について | 確認欄 |
| **項目4　P20掲載 周辺環境との調和**□橋梁全体のデザインの一体感に配慮する。□周辺のまちなみや景観との調和に配慮し、圧迫感を軽減するようデザインを工夫する。□水管や電線などの付属物はすっきり見えるような配置や色彩への工夫､また､覆いをかけるなど検討する。 |  |
| ■上記の項目4を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 防護柵について | 確認欄 |
| **項目5　P21掲載 周辺環境との調和や他要素との調和**□周囲の景観との調和に配慮するとともに、連続性を意識したデザインとなるよう工夫する。□関連施設などとの一体的な計画・設計により、地域全体としての統一感の創出に努める。 |  |
| ■上記の項目5を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 標識・サイン類について | 確認欄 |
| **項目6　P22掲載 掲出情報の整理**□表示内容の整理、表示方法の工夫、共架などによる集約化に努める。□関連施設や設置範囲などを考慮した一体的な計画・設計により、地域全体としての統一感の創出に努める。 |  |
| **項目7　P23掲載 周辺環境との調和**□掲出情報や地域特性、また、設置する場所との調和を図る。 |  |
| ■上記の項目6～7を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 設備・ストリートファニチャー類について | 確認欄 |
| **項目8　P24掲載 周辺環境との調和**□周辺の景観と調和し、地域ややまなみの統一感などが損なわれないよう、デザインや色彩を工夫する。□電柱類などは、他の工作物などと重ならないよう適切な位置に設置し、必要に応じて、電線の地中化等を検討する。 |  |
| ■上記の項目8を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 照明施設について | 確認欄 |
| **項目9　P25掲載 適切な照明方法**□必要以上の照明とならないよう、照明の高さや光量、照明方法を検討する。□設置する場所に応じて、照明の種類、光の向き、光量などに配慮し、夜景景観の演出を工夫する。 |  |
| **項目10　P26掲載 周辺環境との調和**□舗装やストリートファニチャーなどの関連施設との一体感の演出に努める。□他の施設と設置位置が重複しないよう、共架などの工夫をする。 |  |
| ■上記の項目9～10を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 視点場について | 確認欄 |
| **項目11　P27掲載 周辺環境との調和**□良好な眺望が得られる場所を、視点場として整備することを検討する。□視点場の整備は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、眺望を生かすための工夫をする。□視点場には、必要に応じて、眺望などを説明するサインなどの設置を検討する。 |  |
| ■上記の項目11を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 舗装について | 確認欄 |
| **項目12　P28掲載 周辺環境との調和**□歩道は、地域や道路の特性に合わせた素材、色彩とするよう配慮する。□舗装の着色を行う場合は、高彩度の色の使用を避けるとともに、色調の統一を図る。□工事等による舗装の復旧の際は、従前の舗装デザインが反映されるよう検討する。 |  |
| ■上記の項目12を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 緑の保全と緑化について | 確認欄 |
| **項目13　P29掲載 地域性や季節感を演出する緑化**□季節による樹木の変化などを考慮し、複数の樹種の組み合わせを検討する。□樹高や樹冠のボリュームなど、樹木の生長を考慮した樹木を選定する。□樹木の性質に合わせた適正な維持管理を行う。□周辺の自然環境、また山なみや田園景観などの景観特性との調和に配慮した、配置などを検討する。 |  |
| ■上記の項目13を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 色彩について | 確認欄 |
| **項目14　P30掲載 地域性への配慮**□Ｐ32「工作物に使用する色彩」やガイドライン基本編Ｐ24～28の「色彩」の規定に基づく。□地域の自然、歴史・文化などに配慮した色彩とする。□地域の景観特性となっている色彩がある場合にはその色彩を活用する。 |  |
| **項目15　 P31掲載 基調色とアクセントカラー**□基調色は落ち着いた色彩とする。□基調色と異なる色調のアクセントカラーを使用する際も基調色とのバランスを十分に配慮したものとする。□特に、自然や歴史・文化、山なみの眺望などが景観特性となっている場所では、高明度、高彩度色のアクセントカラーの使用は避ける。 |  |
| ■上記の項目14～15を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |
| 素材について | 確認欄 |
| **項目16　P33掲載 地域性への配慮**□地域らしさを感じる景観要素となる素材を積極的に活用する。 |  |
| **項目17　 P34掲載 耐久性への配慮**□耐久性、洗浄や補修、またメンテナンスなどを考慮した素材を検討する。□必要に応じて、張り紙や落書き防止の表面処理を検討する。 |  |
| ■上記の項目16～17を補足し、特に配慮した内容について記載してください。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| その他 | 確認欄 |
| ■その他、特に景観に配慮された内容について記載してください｡ |  |